

新型コロナウイルス感染症対策ガイドブック

MS & ADインターリスク総研株式会社

改訂履歴

本ガイドブックは、2020年4月までに知りえた情報をもとに作成しています。

【2020年5月以降 改訂履歴】

5月15日：濃厚接触者の定義変更、帰国者・接触者相談センターへの相談基準変更

対策事項チェックリスト

2019年の年末に中国・武漢市で発生した新型肺炎は世界的に急速な感染拡大を見せている。本ガイドブックでは、現時点（2020年4月）までに判明している新型肺炎（新型コロナウイルス）の情報を踏まえた、企業が取るべき対策の方向性を示す。

No.	対策事項	対応状況	参照ページ
1	感染予防策		P.3～
	対策①対人距離の保持	未 / 済	P.4～
	対策②手洗い	未 / 済	P.4～
	対策③咳エチケット	未 / 済	P.4～
	対策④職場の清掃・消毒	未 / 済	P.5～
	対策⑤検温、体調チェック	未 / 済	P.6～
	対策⑥来訪者への協力依頼	未 / 済	P.6～
	対策⑦不要不急の会議・研修等の休止	未 / 済	P.6～
	対策⑧感染機会を減らすための勤務形態への移行	未 / 済	P.7～
2	感染者（疑い者）発生時の対応	未 / 済	P.8～
3	状況把握	未 / 済	P.12～
4	業務継続対応	未 / 済	P.14～
5	情報発信	未 / 済	P.23～

1. 感染予防策

感染症対策として、まず行うべきは感染症に罹患しないよう「感染予防策」を万全に行うことである。本章では企業がとるべき基本的な感染予防策について解説する。

1. 感染予防策

対策①対人距離の保持

- せき、くしゃみ等の飛散する距離と言われる2メートル以内に近づかないことが基本となる。
- 不要不急の外出を避け、不特定多数の者が集まる場には極力行かないようにする。

対策②手洗い

- 感染者が触れる可能性の高い場所の清掃・消毒や患者がいた場所等の清掃・消毒をした際、手袋を外した後に手洗い又は手指衛生を実施する。
- 手洗いは、流水と石鹸を用いて15秒以上行うことが望ましい。洗った後は水分を十分にふき取ることが重要である。速乾性擦式消毒用アルコール製剤（アルコールが60～80%程度含まれている消毒薬）はアルコールが完全に揮発するまで両手をこすり合わせる。
- 右記のようなポスターを作成し、掲示するなども有効である。



厚生労働省「事業者・職場における新型コロナウイルス対策 ガイドライン」「災害時における避難所での感染症対策」資料を基に作成

対策③咳エチケット

- 咳やくしゃみの際は、ティッシュなどで口と鼻を被い、他の人から顔をそむけ、できる限り1～2メートル以上離れる。ティッシュなどが無い場合は、口を前腕部（袖口）で押さえて、極力飛沫が拡散しないようにする。前腕部で押さえるのは、他の場所に触れることが少ないため、接触感染の機会を低減することができるからである。呼吸器系分泌物（鼻汁・痰など）を含んだティッシュは、すぐにゴミ箱に捨てる。
- 咳やくしゃみをする際に押さえた手や腕は、その後直ちに洗うべきであるが、接触感染の原因にならないよう、手を洗う前に不必要に周囲に触れないよう注意する。手を洗う場所がないことに備えて、携行できる速乾性擦式消毒用アルコール製剤を用意しておくことが推奨される。
- 咳をしている人にマスクの着用を積極的に促す。マスクを適切に着用することによって、飛沫の拡散を防ぐことができる。

3つの正しい咳エチケット（厚労省HPより）



悪い事例（厚労省HPより）



厚生労働省「事業者・職場における新型コロナウイルス対策 ガイドライン」、厚生労働省ホームページを基に作成

1. 感染予防策

対策④職場の清掃・消毒

- 通常の清掃に加えて、水と洗剤を用いて、特に机、ドアノブ、スイッチ、階段の手すり、テーブル、椅子、エレベーターの押しボタン、トイレの流水レバー、便座等人がよく触れるところを拭き取り清掃する。頻度については、どの程度、患者に触れる可能性があるかによって検討するが、最低1日1回は行うことが望ましい。消毒や清掃を行った時間を記し、掲示する。
- 従業員が発症し、その直前に職場で勤務していた場合には、当該従業員の机の周辺や触れた場所などの消毒剤による拭き取り清掃を行う。その際作業者は、必要に応じて市販の不織布製マスクや手袋を着用して消毒を行う。作業後は流水・石鹼又は速乾性擦式消毒用アルコール製剤による手を洗う。清掃・消毒時に使用した作業着は、洗濯、ブラシ、雑巾は水で洗い、触れないようにする。

	目的
食器・衣類・リネン	食器・衣類・リネンについては、洗浄・清掃を行う。衣類やリネンに患者由来の体液（血液、尿、便、喀痰、唾液等）が付着しており、洗濯等が不可能である場合は、当該箇所をアルコール製剤を用いて消毒する。
壁、天井の清掃	患者由来の体液が明らかに付着していない場合、清掃の必要はない。患者由来の体液が付着している場合、当該箇所を広めに消毒する。
床の清掃	患者が滞在した場所の床については、有機物にくるまれたウイルスの除去を行うために、濡れたモップ、雑巾による拭き取り清掃を行う。明らかに患者由来の体液が存在している箇所については、消毒を行う。
事業所の周辺の地面（道路など）	人が手であまり触れない地面（道路など）の清掃は、必要性は低いと考えられる。

厚生労働省「事業者・職場における新型インフルエンザ対策 ガイドライン」を基に作成

(参考) 消毒剤について

- 次亜塩素酸ナトリウム、イソプロパノールや消毒用エタノールなどが有効である。
- 消毒剤の噴霧は、不完全な消毒やウイルスの舞い上がり、消毒実施者の健康被害につながる危険性もあるため、実施するべきではない。

	目的
次亜塩素酸ナトリウム	次亜塩素酸ナトリウムは、原液を希釈し、0.02～0.1w/v%（200～1,000ppm）の溶液、例えば塩素系漂白剤等を用いる。消毒液に浸したタオル、雑巾等による拭き取り消毒を行う、あるいは当該部分を消毒液に直接浸す。
イソプロパノール又は消毒用エタノール	70v/v%イソプロパノール又は消毒用エタノールを十分に浸したタオル、ペーパータオル又は脱脂綿等を用いて拭き取り消毒を行う。

厚生労働省「事業者・職場における新型インフルエンザ対策 ガイドライン」を基に作成

対策⑤検温、体調チェック

- 感染の拡大が顕著である場合は、出社時に検温、体調チェックを行うよう社員に指示する。
- 検温・チェック結果は「検温結果集約フォーム」に記録する。

（参考）検温結果集約フォーム

【新型コロナウイルス対応】●●部 社員体調確認

- 「体温」欄に、平熱であれば「○」、発熱が認められる場合は「体温」を記載する。
- 「備考」欄に特記すべき症状（倦怠感など）があれば記載する。

[illegible]

対策⑥来訪者への協力依頼

- 感染の拡大が顕著である場合は、来訪者に以下の対応を依頼するよう社内に周知するとともに、ポスターを掲示する。

＜来訪者への依頼事項＞

- ・ 手指消毒
- ・ 検温（検温の結果、発熱が認められる場合（37℃以上）の場合はお帰りいただく）
- ・ マスクの着用

対策⑦不要不急の会議・研修等の休止

- 不要不急の会議・研修等を原則休止するよう社内に指示する。ただし、会議・研修の「切迫性（例：会議・研修の開催時期が目前に迫っている）」、「感染リスクの度合い」、「社会的影響の度合い」、「延期の可能性」、「代替性（例：テレビ会議システムで代替できる）」、「参加者の属性」等に応じて、適宜、会議・研修の実施可否を判断する。

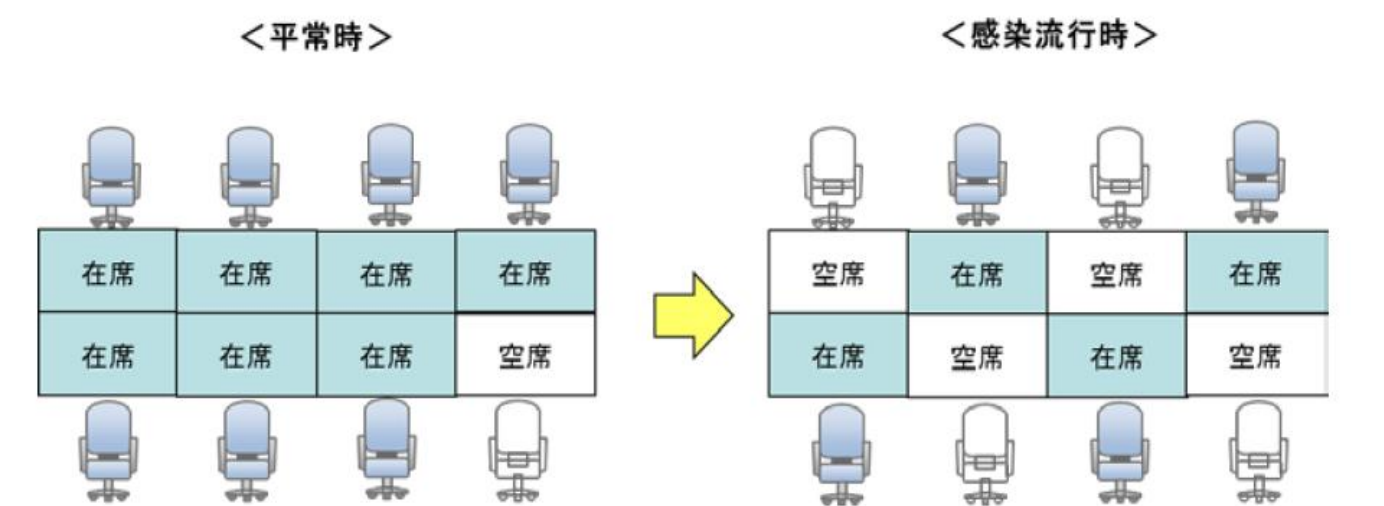
1. 感染予防策

対策⑧感染機会を減らすための勤務形態への移行

- 感染の拡大状況を踏まえ、通勤時や職場内での感染機会を減らすために、下記のような勤務形態の導入を社内に指示する。

勤務形態	内容
出退勤方法	ラッシュ時の公共交通機関の利用を回避するため、勤務時間のルールを柔軟に運用する（オフピーク通勤）。場合によってはタクシーやマイカー、徒歩等で通勤させるといった対応も検討する。
在宅勤務	通勤および職場での感染機会を減らすため、在宅勤務を積極的に活用させる（交代勤務との併用も検討）。
職場内の着座位置	咳やくしゃみの飛沫が飛散する範囲は通常1～2mと考えられることから、職場内での対人距離を常に2 m以上維持する（2mルール）。また、飛沫感染のリスクを低減するため、対面の着座を避ける（会議室等も利用し着座位置の分散を図る）。
交代勤務	職場内の感染機会をできるだけ少なくするため、多数の社員が一斉に職場に滞在する時間を減らすことを目的とした交替勤務を実施する。
会議方法	社内での対面会議、客先訪問を原則として自粛もしくは禁止し、電話やメール、WEB会議等で代用する。

（参考）着座位置を離すレイアウトの例



2. 感染者（疑い者）発生時の対応

感染が拡大している状況下においては、感染予防策を万全に行っていたとしても、感染を100%防げるとは限らない。本章では感染者（疑い者）が発生した場合に、その影響を最小限にとどめるうえで企業がとるべき対応について解説する。

2. 感染者発生時の対応

①対応方針

- 以下の例を参考に、状況別に対応する。

状況	対応方法（例）
社員本人が感染者となった場合	・ <u>出社不可</u> ・ 社員本人は、上司に報告 ・ 上司は、フォーム「感染者発生報告フォーム」に基づき、総務部宛に報告 ・ 同一フロアの社員は、自宅待機
社員本人が濃厚接触者に該当する場合	・ <u>出社不可（14日間）</u> ・ 社員本人は、上司に報告のうえ、以下のとおり対応 － 体温測定を1日2回（朝・夕）行い、記録する。 － 症状が出た場合は、接触者相談センターへ連絡の上、受診する。 ・ 上司は、総務部宛に報告
社員本人に発熱・風邪等の症状がある場合	・ <u>出社不可</u> ・ 社員本人は、上司に報告 ・ 以下の症状がある場合は、帰国者・接触者相談センターに相談する － 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある。 － 重症化しやすい方（基礎疾患がある方など）で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある。 － 上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く。

<濃厚接触者の定義>

「濃厚接触者」とは、「患者（確定例）」の感染可能期間（新型コロナウイルス感染症を疑う症状を呈した2日前から隔離開始まで）に接触した者のうち、次の範囲に該当する者。

- 患者（確定例）と同居あるいは長時間の接触（車内、航空機内等を含む）があった者
- 適切な感染防護無しに患者（確定例）を診察、看護若しくは介護していた者
- 患者（確定例）の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者
- その他：手で触れることの出来る距離（目安として1メートル）で、必要な感染予防策なしで、「患者（確定例）」と15分以上の接触があった者（周辺の環境や接触の状況等個々の状況から患者の感染性を総合的に判断する）。

(参考) 感染者発生報告フォーム

- 社内で感染者が発生した場合、影響の範囲を明確にし、記録に残すために使用するフォーム。

項目		内容																		
感染者概要	所属																			
	氏名																			
	診断結果																			
発症までの経緯		月 日 () : 月 日 () : 月 日 () :																		
濃厚接触者		<table><thead><tr><th>所属</th><th>氏名</th><th>状況</th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table>	所属	氏名	状況															
所属	氏名	状況																		
その他																				

(参考) 濃厚接触者特定シート

- 濃厚接触した疑いがある社員について、濃厚接触者に該当するか判断するためのチェックシート

項目		内容
回答者	所属	
	氏名	
チェック事項		① 感染者（疑い者）と同居している。 YES / NO ② 感染者（疑い者）の周囲2m以内に着座した。 YES / NO (例) 執務室、会議室等の座席で隣であった。 対面して会話や打合せを行った。 同じテーブルで飲食を共にした。 自動車、電車、航空機等で一緒に移動した。 ③ 同じ端末、OA機器を頻繁に共有している。 YES / NO ④ 同じ電話機を使用したことがある。 YES / NO

2. 感染者発生時の対応

②勤務中に体調がすぐれない社員が発生し、上長等に相談があった場合の対応

- 以下の例を参考に対応する。

本人から、以下に該当するかを聴取する。

- ①息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある。
- ②重症化しやすい方で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある。
- ③上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く。



一旦、会議室に移すなどして休ませる。



帰国者・接触者相談センターに連絡する。



指定された医療機関を受診させる。



PCR検査の結果、感染が確認された場合には、職場で感染者が接触した可能性のある場所（デスク周り・椅子、エレベータボタン、ドアノブ、洗面所、コピー機等のボタン、給湯室／食堂など）の洗浄を企業側で行う（保健所は洗浄してくれない）。また、保健所の指示に従い、職場内の濃厚接触者の特定に協力する。職場内の濃厚接触者は、14日間の自宅待機をさせる。

該当しない



通常の疾病として対応する。
(帰宅させるなど)

- ・職場で感染者が出ることを想定し、あらかじめエレベータや出口に近い場所に「隔離部屋」を設けておくのが望ましい。
- ・感染疑い者に対応する社員は、手袋・マスクを着用するとともに、対応中はこまめに手指などを消毒する。
- ・感染疑い者には必ずマスクを着用させる。
- ※可能であれば対応者にゴーグルを着用させることを検討する。

- ・帰国者・接触者相談センターの指示に従い、医療機関を受診させる。
- ・移動にあたっては公共交通機関の利用は避ける。
- ・移動中、感染疑い者にはマスク着用、手洗い、咳エチケットを徹底させる。

（参考）感染者が発生した場合の企業対応事例

感染者の動向

日付	概要
X月X日 (X)	・38度を超える発熱があり、医療機関を受診 ・X月X日午前7～8時台と午後5時台に、通勤でM市内の地下鉄路線を利用。
X月X+1日 (X)	・新型コロナウイルスの検査結果で「陽性」が確認された。 ・すぐに入院。容態は安定。



α社の対応

X月X+2日 (X)
発表

- ・従業員Aの行動歴、ならびに濃厚接触の可能性のある顧客の調査
- ・濃厚接触の可能性のある従業員に対する自宅待機（在宅勤務）の指示、その健康状態の経過確認
- ・従業員Aの勤務するオフィスの消毒作業の実施

→本社から複数の代替要員を応援として派遣し、通常通り午前9時に営業開始

その他の施策

- ・有給休暇を使い切っている社員や、業務内容面で在宅勤務ができない社員についても、自宅待機とする場合は出勤扱いとして給与を支払うルールを導入。

3. 状況把握

適切な感染予防策および感染者発生時の対応を行うには、各種状況を適切に把握しておく必要がある。本章では適切な対応を取るうえで、企業が収集すべき情報について解説する。

3. 状況把握

社内外の状況把握

- 各種判断に必要な下記情報を収集する（国内外の感染拡大状況は下表のサイトを参照）。
- ① 国内外の感染拡大状況
- ② 他社の対応状況
- ③ 取引先の対応状況
- ④ 社内での感染状況

サイト名	URL
厚生労働省、新型コロナウイルス感染症について（国内の発生状況）	https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html#kokunaihassei
厚生労働省、新型コロナウイルスに関するQ&A（企業の方向け）	https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00007.html
国立感染症研究所 新型コロナウイルス（COVID-19）関連情報ページ	https://www.niid.go.jp/niid/ja/diseases/ka/corona-virus/2019-ncov.html
東京都感染症情報センター、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に関する情報	http://idsc.tokyo-eiken.go.jp/diseases/2019-ncov/
日本医師会 新型コロナウイルス関連感染症	http://www.med.or.jp/doctor/kansen/novel_corona/009082.html
首相官邸 新型コロナウイルス感染症に備えて～一人ひとりができる対策を知っておこう～	https://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/coronavirus.html
外務省、感染症危険情報	https://www.anzen.mofa.go.jp/masters/kanse_n_risk.html
WHO（世界保健機関）、Novel coronavirus(2019-nCoV)（英語）	https://www.who.int/emergencies/diseases/novel-coronavirus-2019
WHO（世界保健機関）、Q&A on coronaviruses (COVID-19)（英語）	https://www.who.int/news-room/q-a-detail/q-a-coronaviruses
CDC（疾病対策センター）、Coronavirus Disease 2019（COVID-19）	https://www.cdc.gov/coronavirus/2019-nCoV/index.html

4. 業務継続対応

新型コロナウイルス感染症への対応にあたり、企業は、出勤者を絞って感染が社会的に拡大するのを防止しつつ、自社存続のために、重要な業務を継続する必要がある。

については、優先順位の低い不要不急の業務は停止・縮小し、優先度の高い重要業務に絞って業務を継続することが望まれる。

本章では、優先度の高い重要業務を特定し、それらの重要業務を継続するための手順を整理するポイントを解説する。

4. 業務継続
対応

①重要業務の特定

- 感染の拡大により、従業員の出社が困難となった場合においても、継続すべき業務を以下の要領で特定する。

- それを失うと企業の財務状況に大きな影響を与える業務
 - 生命に影響を与える業務
 - サプライチェーンにおける顧客から強い要請のある業務
 - ブランドイメージ失墜に直結する業務
 - シェア喪失、顧客との関係悪化に直結する業務
 - 市民に影響を与える業務
- など



これらを「組み合わせて」、どの業務が重要か（優先順位）を決めていく

②重要業務の対応手順の整備（代替者による実施／遠隔での実施）

- 重要業務と選定された業務について、担当者を出社させない／担当者が出社できない（例：給与支払業務において、給与計算担当者が感染したため出社できない） 場合の対応手順を整備する。

<記入例：支払業務>

業務フロー	実施手順	ボトルネックおよび代替手段の有無
①支払金額の確認	経理システムに登録されている支払と各部署より受け付けた請求書を照合する。 新型コロナウイルスの影響で業務担当者が出社できない場合は、臨時で担当者を指名し、電話等の遠隔手段で業務担当者に指示を仰ぎながら業務を進める。	・ 経理システム ・ 業務担当者（1名のみ）
		<代替手段の有無> あり・ なし
②送金データの作成	経理システムにて、送金用のデータを作成する。 新型コロナウイルスの影響で業務担当者が出社できない場合は、臨時で担当者を指名し、電話等の遠隔手段で業務担当者に指示を仰ぎながら業務を進める。	・ 経理システム ・ 業務担当者（1名のみ）
		<代替手段の有無> あり・ なし
③送金データの送信	インターネットバンキングにて、送金データを送信する。 新型コロナウイルスの影響で業務担当者が出社できない場合は、臨時で担当者を指名し、電話等の遠隔手段で業務担当者に指示を仰ぎながら業務を進める。 承認権限者が不在の場合は、代替者（職位が上位の者）にて承認行為を行う。	・ インターネットバンキング ・ 業務担当者（1名のみ） ・ 承認権限者（1名のみ）
		<代替手段の有無> あり・ なし

(参考) 業務継続手順記入用Blankフォーム

業務フロー	実施手順	ボトルネックおよび代替手段の有無
		<代替手段の有無> あり・なし
		<代替手段の有無> あり・なし
		<代替手段の有無> あり・なし
		<代替手段の有無> あり・なし
		<代替手段の有無> あり・なし
		<代替手段の有無> あり・なし

4. 業務継続 対応

③資金手当等

- 経営環境の悪化や財務の毀損が著しい場合等は、政府等の支援制度の活用を検討する。

<企業への資金関連支援制度>

No	種別	制度名
1	資金繰り支援（貸付・保証）	セーフティネット保証4号（突発的災害（自然災害等））
2		セーフティネット保証5号（業況の悪化している業種（全国的））
3		セーフティネット貸付
4	資金繰り支援（貸付・保証）	衛生環境激変対策特別貸付
5	設備投資・販路開拓支援	生産性革命推進事業

<企業への経営環境整備支援制度>

No	種別
1	下請取引配慮要請
2	官公需における配慮要請
3	雇用調整助成金の特例措置
4	小学校等の臨時休業に伴う保護者の休暇取得支援
5	テレワークに関する情報提供
6	テレワーク導入に活用できる支援策
7	現地進出企業・現地情報及びジェットロ相談窓口
8	輸出入手続きの緩和等について

(参考) 企業に対する政府の資金関連支援制度の例

(最新の情報は右記URLを参照 <https://www.meti.go.jp/press/2019/03/20200323009/20200323009.html>)

No	種別	制度名	制度の対象	制度の内容	緩和内容
1	資金繰り支援 (貸付・保証)	セーフティネット保証 4号 (突発的災害(自然災害等))	幅広い業種で影響が生じている地域で経営の安定に支障が生じている中小企業者	一般枠とは別枠(最大2.8億円)で借入債務の100%を保証。(売上高が前年同月比▲20%以上減少等の場合)	3月2日: 全都道府県を指定 保証制度の詳細については、お近くの信用保証協会まで
2		セーフティネット保証 5号 (業況の悪化している業種(全国的))	特に重大な影響が生じている業種で経営の安定に支障が生じている中小企業者	一般枠とは別枠(最大2.8億円、4号と同枠)で借入債務の80%を保証。(売上高が前年同月比▲5%以上減少等の場合)	3月3日: すでに指定業種となっている旅行業に加えて、新型コロナウイルス感染症により特に重大な影響が生じている宿泊業や飲食業など40業種を緊急的に追加指定 保証制度の詳細については、お近くの信用保証協会まで
3		セーフティネット貸付	社会的、経済的環境の変化などの外的要因により、一時的に売上減少など業況悪化を来しているが、中期的には、その業績が回復し、かつ発展することが見込まれる中小企業者の経営基盤の強化を支援する融資制度	【資金の使いみち】 運転資金、設備資金 【融資限度額】 中小事業 7.2億円、国民事業 4,800万円 【金利】 基準金利: 中小事業1.11%、国民事業1.91% ※令和2年2月3日時点、貸付期間・担保の有無等により変動	2月14日: セーフティネット貸付の要件を緩和し、「売上高が5%以上減少」といった数値要件にかかわらず、今後の影響が見込まれる事業者も含めて融資対象に。 詳しくは日本政策金融公庫または沖縄振興開発金融公庫まで。
4	資金繰り支援 (貸付・保証)	衛生環境激変対策特別貸付	感染症または食中毒の発生による衛生環境の著しい変化に起因して、一時的な業況悪化から衛生水準の維持向上に著しい支障を来している生活衛生関係営業業者の経営の安定備業を図るための特別貸付制度	【資金の使いみち】 運転資金 【融資限度額】 別枠1,000万円(旅館業は別枠3,000万円) 【金利】 基準金利: 1.91% ただし、振興計画の認定を受けた生活衛生同業組合の組合員の方については、基準金利-0.9% ※令和2年2月3日時点、貸付期間・担保の有無等により変動	2月21日: 新型コロナウイルス感染症の発生により影響を受けた旅館業、飲食店営業および喫茶店営業を営む方向けの衛生環境激変対策特別貸付を発動 詳しくは日本政策金融公庫または沖縄振興開発金融公庫まで。
5	設備投資・販路開拓支援	生産性革命推進事業	生産性革命推進事業(令和元年度補正予算3,600億円)において、サプライチェーンの毀損等に対応するための設備投資や販路開拓に取り組む事業者を優先的に支援	【ものづくり補助金】 中小企業・小規模事業者が実施する設備投資にかかる費用の一部を補助 補助額 100万~1,000万円、 補助率 中小1/2 小規模 2/3 【持続化補助金】 小規模事業者が取り組む販路開拓や生産性向上の取組を支援 補助額 ~50万円、 補助率 2/3 【IT導入補助金】 バックオフィス業務の効率化等の付加価値向上に繋がるITツール導入を支援 補助額 30万~450万円、 補助率 1/2	具体的には、 ①ものづくり・商業・サービス補助金 ②持続化補助金 ③IT導入補助金 の採択審査において、今般の感染症の影響を受けながらも生産性向上に取り組む事業者に対して加点措置を講じます。 詳しくは中小機構・生産性革命推進事業ポータルサイト (https://seisansei.smrj.go.jp/)

出所: 経済産業省パンフレット「新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ」(3月5日版)、各省庁HP等を参考に作成

4. 業務継続
対応

(参考)企業に対する政府の経営環境整備支援制度の例

(最新の情報は右記URLを参照 <https://www.meti.go.jp/press/2019/03/20200323009/20200323009.html>)

No	対策名	内容	詳細	問い合わせ先
1	下請取引配慮要請	新型コロナウイルス感染症により影響を受ける下請等中小企業への取引上のしわ寄せ防止のため、業界団体等を通じて、親事業者に配慮を求める要請文を发出。	業界団体等（1,129団体）を通じ、親事業者に対して以下の配慮を要請 ①サプライチェーンの毀損等を理由にして、通常支払われる対価より低い下請代金の設定を行わないこと。 ②適正なコスト負担を伴わない短納期発注や部品の調達業務の委託を行わないこと。 ③下請事業者が、事業活動を維持し、又は今後再開させる場合に、できる限り従来の取引関係を継続し、あるいは優先的に発注を行うよう配慮すること。	親事業者から、不当な発注等を受けた場合は 下請かけこみ寺：0120-418-618 まで
2	官公需における配慮要請	官公需の発注にあたって、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業・小規模事業者に対し、特段の配慮を行うよう、3月3日（火）に各府省等へ配慮要請を发出。	①柔軟な納期・工期の設定・変更及び迅速な支払 中小企業・小規模事業者との物件等の契約において、例えば翌年度にわたる納期の変更など、年度末等の納期・工期について柔軟な対応を行うとともに、支払時期については、発注に係る工事等の完了後（前金払、中間前金払においてはその都度）、速やかに支払いを行うよう努めること。 ②適切な予定価格の見直し 新型コロナウイルス感染症の拡大により影響を受けている需給の状況、原材料費及び輸送費等の最新の実勢価格等を踏まえた積算に基づき、適切に予定価格の見直しを行うこと。 ③各府省等の官公需相談窓口における相談対応 各府省等の官公需相談窓口において、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業・小規模事業者の相談に適切に対応すること。	各府省等の官公需相談窓口
3	雇用調整助成金の特例措置	経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用維持を図った場合に、休業手当、賃金等の一部を助成するもの 助成内容 【助成率】大企業1/2、中小企業2/3 【支給限度日数】1年間で100日（3年間で150日）	新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた特例措置① ※休業等の初日が令和2年1月24日から7月23日までの場合に適用 【特例の対象となる事業者】 新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主 ※日本人観光客の減少の影響を受ける観光関連産業や、部品の調達・供給等の停滞の影響を受ける製造業なども幅広く特例措置の対象となります。 【特例措置の内容】 ①休業等計画届の事後提出が令和2年5月31日まで可能。 ②生産指標（売上高等10%減）の確認対象期間を3か月から1か月に短縮。 ③雇用指標（最近3か月の平均値）が対前年比で増加している場合も対象。 ④事業所設置後、1年未満の事業主も対象。	最寄りの都道府県労働局
		更に、自治体の長が一定期間の緊急事態宣言を发出して活動の自粛を要請している地域（現時点では北海道のみ）の事業主に対しては、特例的に、生産指標が低下したものとみなし、また正規・非正規を問わず対象とした上で、助成率を上げる 助成内容 【助成率】大企業2/3、中小企業4/5 【支給限度日数】1年間で100日（3年間で150日）	新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた特例措置② ※休業等の初日が令和2年1月24日から7月23日までの場合に適用 【特例の対象となる事業者】 緊急事態宣言を发出して活動自粛を要請している地域に業所在する事業主 【特例措置の内容】 ①休業等計画届の事後提出が令和2年5月31日まで可能。 ②生産指標要件（売上高等10%減）は満たしたものと扱う。 ③雇用指標（最近3か月の平均値）が対前年比で増加している場合も対象。 ④事業所設置後、1年未満の事業主も対象。 ⑤助成率を大企業2/3、中小企業4/5に引上げ。 ⑥非正規も含めた雇用者に対する休業手当が対象。 ※下線部分が緊急事態宣言を发出して活動自粛を要請している地域のみで拡充される内容。	最寄りの都道府県労働局

出所：経済産業省パンフレット「新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ」（3月5日版）、各省庁HP等を参考に作成

4. 業務継続
対応

No	対策名	内容	詳細	問い合わせ先
4	小学校等の臨時休業に伴う保護者の休暇取得支援	新型コロナウイルスの感染拡大防止策として、小学校等が臨時休業した場合等に、その小学校等に通う子の保護者である労働者の休職に伴う所得の減少に対応するため、正規・非正規問わず、労働基準法上の年次有給休暇とは別途、有給の休暇を取得させた企業に対する助成金を創設	【対象事業主】 ①又は②の子の世話をを行うことが必要となった労働者に対し、労働基準法上の年次有給休暇とは別途、有給（賃金全額支給）の休暇を取得させた事業主 ①新型コロナウイルス感染拡大防止策として、臨時休業した小学校等（※）に通う子 ※小学校、義務教育学校（小学校課程のみ）、特別支援学校（高校まで）、放課後児童クラブ、幼稚園、保育所、認定こども園等 ②風邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれのある、小学校等に通う子 【支給額】 休暇中に支払った賃金相当額×10/10 ※支給額は8,330円を日額上限とする。※大企業、中小企業ともに同様 【適用日】 令和2年2月27日～3月31日の間に取得した休暇 ※雇用保険被保険者に対しては、労働保険特会から支給、それ以外は一般会計から支給	厚生労働省： 03-5253-1111 （代表）
5	テレワークに関する情報提供	感染拡大防止にあたっては、テレワークも有効な手段	1. テレワーク導入事例の紹介 テレワーク先進企業では以下の取組が実施されています。 ○業務内容を整理した結果、技術部門の社員や勤務社労士であればパソコンでの業務が多く、成果が見える業務のため、テレワークが可能であると判断。合わせてテレビ会議の仕組みを導入。（製造業） ○持ち帰り専用のノートPCから社内ネットワークへのアクセスできる仕組みを整備。またコミュニケーションツールを活用し、ウェブ会議やチャットなどでオフィスとコミュニケーションを図れるようにした。（サービス業） これ以外にも以下のサイトにて優れた事例を紹介している。 総務省テレワーク情報サイト https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/telework/furusato-telework/index.html 厚労省テレワーク総合ポータルサイト https://telework.mhlw.go.jp/	テレワーク相談センター（厚生労働省） テレワークに関する様々な相談に無償で対応 平日9時～17時 （土日祝日除く） 電話：0120-91-6479 メール： sodan@japan-telework.or.jp
6	テレワーク導入に活用できる支援策	1. テレワークマネージャー派遣事業 2. 時間外労働等改善助成金特例コース（テレワークコース） 3. IT導入補助（生産性革命推進事業の内数）（再掲） 4. 税制面での支援（少額減価償却資産の特例）	.テレワークの知見、ノウハウ等を有する専門家が無料で、WEB及び電話によるコンサルティングを実施 【相談実施期間】2020年3月31日（火）まで 【応募期限】2020年3月24日（火）まで 【支援回数】1団体あたり最大3回（1回あたり最大2時間） 【費用】コンサルティング費用は無料、通信料は利用者負担 今般の新型コロナウイルス感染症対策として、新たにテレワークを導入した中小企業事業主を支援するため、特例的なコースを新たに設ける（本年度の時間外労働等改善助成金の受付は既に終了しているが、特例的なコースを設け、速やかに申請受付を開始する） 事業継続性確保の観点から、業務効率化ツールと共にテレワークツールの導入を支援 中小企業は、テレワーク用設備（パソコンやソフトウェア）※についても、全額損金算入することが可能。 ※取得価額が30万円未満の設備に限る。取得価額が30万円以上の設備を導入する場合には、「中小企業経営強化税制」が活用できる	詳細・申請方法は「中小企業税制パンフレット」を確認

出所：経済産業省パンフレット「新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ」（3月5日版）、各省庁HP等を参考に作成

4. 業務継続
対応

No	対策名	内容	詳細	問い合わせ先
7	現地進出企業・ 現地情報及びJETRO 相談窓口	ジェトロ（日本貿易振興機構） HPにて、新型コロナウイルス 感染症の影響等に関する様々 な情報を紹介中。 https://www.jetro.go.jp/ world/covid-19/	①操業再開に向けた中国の省市別支援策 省市別にご活用いただける支援策を紹介 例えば、広東省政府は、企業の業務再開に向けた対応・支 援策、雇用コスト・経営負担の低減策、政府支援の拡大な どを打ち出している ②ビジネス短信の発信 ビジネス短信では、世界主要国・地域の政治・経済に関する 制度、統計、市場動向などを発信。世界各地の新型コロナ ウイルス感染症関連情報を確認できる ③新型コロナウイルス関連相談窓口 ジェトロでは、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた中 小企業等に対する相談窓口を設置	新型コロナウイルス 関連相談窓口 平日9時～12時 /13時～17時（土 日祝日除く） 東京03-3582- 5651
8	輸出入手続きの緩和 等について	1. 輸入関連	輸入承認証の有効期間が過ぎるおそれのある場合 →有効期間の延長を申請することが可能。【外為法】 関税割当証明書の有効期間が過ぎるおそれのある場合 →有効期間を期間満了日の翌日から30日を超えない範囲 で延長することの申請が可能。【関税暫定措置法等】	経済産業省貿易管 理部、各経済産業 局・通商事務所等
		2. 輸出関連	輸出許可証又は輸出承認証の有効期間が過ぎるおそれ のある場合 →有効期間の延長を申請することが可能。【外為法】 輸出許可証に付された条件の履行を期限までに行えない場 合 →令和2年6月30日までに履行期限が到来するものについ ては、一律、令和2年6月30日まで履行期限を延長。【外 為法】 なお、輸出入ともに、各国政府機関等により、ワシントン条約 に基づき発行された輸出許可証等、ダイヤモンド原石の国際 証明制度に基づき発行されたキンバリー・プロセス証明書又 は日本商工会議所により発行された特定原産地証明書等 については、延長はできないため、注意が必要。	経済産業省貿易管 理部、各経済産業 局・通商事務所等

出所：経済産業省パンフレット「新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ」（3月5日版）、各省庁HP等を参考に作成

企業への支援制度についての情報収集先

経済産業省 パンフレット「新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ」

<https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/pamphlet.pdf>

経済産業省 新型コロナウイルス感染症関連 経済産業省の支援策

<https://www.meti.go.jp/covid-19/>

経済産業省 新型コロナウイルスの流行に伴う輸出入手続きの緩和等について（3月5日）

<https://www.meti.go.jp/press/2019/03/20200305002/20200305002.html>

中小企業庁 新型コロナウイルスに関連した感染症対策情報

<https://www.chusho.meti.go.jp/corona/index.html>

J-Net21 新型コロナウイルス関連情報

<https://j-net21.smrj.go.jp/support/corona.html>

日本政策金融公庫 新型コロナウイルスに関する相談窓口（相談窓口、主な融資制度）

https://www.jfc.go.jp/n/finance/saftynt/covid_19.html

ジェトロ 特集 新型コロナウイルス感染拡大の影響

<https://www.jetro.go.jp/world/covid-19.html>

厚生労働省 新型コロナウイルス感染症について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

厚生労働省 雇用調整助成金

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pa geL07.html

厚生労働省 新型コロナウイルス感染症に係る小学校等の臨時休業等に伴う保護者の休暇取得支援（新たな助成金制度）について（3月2日）

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09869.html

厚生労働省 新型コロナウイルス感染症に係る時間外労働等改善助成金（テレワークコース、職場意識改善コース）の特例について（3月3日）

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09904.html

総務省テレワーク情報サイト

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/telework/furusato-telework/index.html

厚労省テレワーク総合ポータルサイト

<https://telework.mhlw.go.jp/>

5. 情報発信

万が一、社内で感染者が発生した場合は、社会への影響を最小限にとどめるために、適切な情報発信を行う必要がある。本章では、情報発信する際に留意すべきポイントについて解説する。

情報発信

- 万が一、社内で感染者が発生した場合は、取引先などの関係者に連絡するとともに、会社ホームページにリリース文を掲載するなど、社外に向けて情報発信する。掲載する内容のポイントおよび文例は、以下のとおり。

<リリースの内容について検討すべきポイント>

感染者の概要（人数／発生経緯など）

対応状況（感染者の行動履歴の調査／濃厚接触者の特定／拠点の消毒／感染者及び濃厚接触者への指示内容など）

〇〇年〇月〇日

お客さま、その他関係者 各位

〇〇株式会社

新型コロナウイルス感染者の発生について

社員に新型コロナウイルス確定患者が発生したことにより感染拡大防止の観点から、今週〇曜日まで下記のとおりの対応を行います。大変ご迷惑をおかけいたしますが、何卒ご理解とご協力のほど、よろしくお願いいたします。

記

1. 該当者

〇〇部 社員1名

2. 発生経緯

〇月〇日（土） 〇国から帰国
 〇月〇日（月） 通常どおり勤務
 〇月〇日（火） 通常どおり勤務後、自宅近くの病院を受診
 〇月〇日（水） 感染が判明

3. 対応状況について

- （1）感染の拡大を防止するため、保健所と連携し、以下の対応を進めています。
- ① 感染者の行動履歴、感染者への濃厚接触者の調査
 - ② 濃厚接触者に対する自宅待機指示、健康状態に関する経過観察
 - ③ 拠点内の消毒作業
- （2）感染拡大防止の観点から、該当者はもとより、濃厚接触者は全て2週間自宅待機としております。
- （3）該当部門の社員については、濃厚接触者以外についても、感染拡大を極小化するため、必要最低限の人数のみの出勤としています。

以上

MS&AD MS&ADインシュアランスグループ

MS & ADインターリスク総研株式会社
リスクマネジメント第四部 事業継続マネジメントグループ

〒101-0063 東京都千代田区神田淡路町2-105
ワテラスアネックス

TEL:03-5296-8918 FAX:03-5296-8941
<https://www.irric.co.jp/>